

# 自民市議団政調費は不適正

2010  
6.10 神奈川

# 330万返還請求命じる

横浜地裁

横浜市議会の政務調査費をめぐり、自民党と公明党の両市議団の「広報費」支出は違法として、横浜市長に約4400万円を返還させるように求めた住民訴訟の判決で、横浜地裁（佐村浩之裁判長）は9日、自民党市議団に約330万円の返還を請求するよう命じた。

NPO法人市民オンブスマンおかやま代表幹事で、政務調査費訴訟に詳しい光成卓明弁護士は「政治活動と議員活動の線引きが難しい中で使われているのが広報費。裁判所が政務調査費

支出の基準に照らして、内容に踏み込んで不適正支出を認定したケースは全国でも少ない」としている。

判決は、政務調査費を広報費として使用すること自体は適法と認定した。しかし、自民党市議6人の2005年の政務調査費のうち、広報誌費の一部や、市議の個人後援会が支出していたケースなど計約330万円分は「基準に合致しない」とした。公明党市議団の支出については「違法とは認められない」とした。不適正支出の中で最も多かったのは、議員が発行す

る広報誌関連。判決では、ある議員のケースについて「議会や施策などの広報活動として意義があるのは紙面の4分の1。ほかは議員の経歴を紹介する記事が載せられている」と指摘した。

また、市議の個人後援会が本人に代わり、市政報告文書の発送費などを支払っていたケースも3人おり、判決は「支出が議員でない以上、広報費と認定できない」とした。広報誌関連で支出が不当とされた自民党市議の一人は「裁判所の認定した広報活動の範囲は狭すぎる。控

訴を市に働き掛けたい」、林文子市長は「主張の一部が認められず残念だ」などとコメントした。（報道部）